



航残して悔い残さず!!

シリーズ 地籍調査 ⑨

地籍調査Q&A ③



Q. 地籍調査でできることは？

A. 分筆：同一の土地の中で、一部が異なる用途で使われている土地・形状になっていたり、はっきり構造物用で分けがある時には、二筆以上に分けることができます。

合筆：隣接する土地で、字や地目、所有者が同じ場合は、条件によって、一筆にまとめることができます。

地目の変更：土地登記簿の地目と現地の地目が異なり、農地法など他の法律に抵触しない場合は、現在あるべき地目に変更することができます。

Q. 地籍調査できないことは？

A. 登記名義人の変更：名義人の方が亡くなられている場合、相続人等での名義を変えることはできません。

権利関係の変更：抵当権、地上権、地役権等の設定・抹消はできません。※所有権欄に記入されている所有者の住所・氏名の誤りは訂正が出来ます。

里道水路の廃止：公図にある里道（赤）、水路（青）はたとえ現状が残っていても用途廃止をしないかぎり、これを無くすことはできません。現況が残って居ない場合は、近隣の状態を確認し幅員を決定します。

Q. 地籍調査期間中の土地の移動などはできるのですか？

A. 地籍調査期間中の土地の移動などを禁止する規定はありませんので、土地の所有者は不動産登記法による申請をされても差し支えありません。ただし、地籍調査により作成した地籍簿の記載と登録簿の記載が一致しないこととなりますので、地籍調査中の区域での移動があった場合は、村までお知らせください。

Q. 閲覧（地籍調査の結果の確認）の案内が届きましたが？

A. 閲覧は作成された地籍図と地籍簿案の確認を行っていただくものです。期間中（20日間）のご都合の良い日に、村指定の場所に認印・委任状（必要な方）をご持参のうえ、お越しください。万一、結果に誤りがある場合には、必ず申し出てください。



地籍調査の推進にご理解とご協力をお願いします。
産業建設課地籍調査担当 ☎ 82-1222

集合狂犬病予防注射を実施します

犬の所有者は、犬の登録と年1回の狂犬病予防注射を受けさせることが法律で義務づけられています。今回の集合注射を利用して、予防注射を受けるようにしましょう。

対象となる犬

生後91日（3ヶ月）を経過した犬。

集合狂犬病予防注射を受けられない場合は、お近くの動物病院などで注射を受け、役場で注射済票の交付を受けてください。（注射済票と交付手数料550円をご持参ください）。

※ 飼い犬が死亡した時は、役場まで連絡をしてください。

注射日程および会場

実施日	会場	時間
4月3日(火)	高齢者生きがいセンター	9:30~10:00
	東秩父村役場(表駐車場)	10:15~10:45
	東秩父村ふるさと館(旧大内沢分校)	11:00~11:30
4月4日(水)	保健センター	9:30~10:00
	皆谷集落センター	10:15~10:45
	白石車庫	11:00~11:30

注射等の費用（犬1頭につき）

◇登録済の犬		◇新規登録の犬	
狂犬病予防注射料	2,750円	登録手数料	3,000円
注射済票交付手数料	550円	狂犬病予防注射料	2,750円
計	3,300円	注射済票交付手数料	550円
		計	6,300円

「安全に集合狂犬病予防注射が受けられるために」

狂犬病は、感染して症状が出てしまうと、人も犬も100%死亡する恐ろしい人畜共通伝染病です。犬ができるだけ安全にこの注射が受けられるよう次のような点に気を付けてください。

- ① 予防注射は、犬の健康状態がすぐれない時は接種を延期します。
- ② 健康に対して不安がある場合は、かかりつけの獣医師に事前に相談してください。
- ③ 健康な状態であっても、ごくまれにショック症状等、副作用が起こることがあります。注射後は、犬の状態をいつもより注意深く観察してください。もし異常が出た時は、会場でもまだ注射が行われている時間ならば会場へ運んでください。会場での注射が終わっている場合は、最寄りの獣医師の病院へ連絡をしてください。

埼玉県獣医師会東松山班

※ 注射会場は混み合いますので、おつりのないようお願いします。

問合せ 保健衛生課 ☎ 82-1777